## ○土木工事等建設資材単価公表要領

(目的)

第1条 公共工事の執行については、透明性、競争性及び客観性の確保が求められており、 これらを確保する観点から、積算基準類の一つでもある建設資材単価を公表することに より、受注者の的確な見積りに資するとともに、その競争性及び公平性を期するもので ある。

## (公表の内容)

## 第2条

(1) 公表の対象

市が発注する土木工事等の積算に用いる建設資材単価(以下「資材単価」という。)。

(2) 公表の範囲

資材単価のうち、一般的な資材については(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会(以下「物価調査機関」という。)から市販されている「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」(以下「物価資料」という。)に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済とみなし閲覧資料に含めないものとする。また、土木主要資材については、茨城県土木部より公表されている単価を採用(茨城県土木部を常総市と読み替えて適用)しており、これらを掲載する。

## (公表の方法)

第3条 公表の方法は閲覧及びインターネットによるものとし、以下のとおりとする。

(1) 閲覧場所

資材単価の閲覧場所は、総務部総務課とする。

(2) 閲覧方法

公表資料の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置し、希望者に閲覧するものとする。庁舎内でのコピーは可能(カメラ及びハンディーコピーの使用を含むものとする。)とする。具体の労務単価の内容等に関する電話等による問合せには応じないものとする。

(3) 閲覧期間

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(4) 公表資料の管理・保管

公表資料の貸出しは行わないものとする。

(5) 公表の時期

公表する資材単価の公表時期は、原則年2回(4月及び10月)とする。

(6) インターネットによる公表

掲載場所は茨城県検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて, 茨城 県土木部を常総市と読み替えることで, 市ホームページ上での掲載に代わって公表し ているものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。